

## 滋賀県中小企業活性化推進本部の設置について

### 1. 趣旨

本年度制定した「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例（以下「条例」という。）」に基づき、中小企業の活性化については、さまざまな産業の分野において、部局横断的に全庁を挙げて推進していくことが必要であり、施策を総合的・有機的に推進するため、当本部を設置するものである。

### 2. 推進本部の構成員（別添のとおり）

本部長 知事

副本部長 副知事

本部員 各部局の部長等

幹事 各部局の幹事課長等

連絡員 幹事とその属する課等の職員のうちから推薦する者

### 3. 所掌事務

- (1)中小企業の活性化の推進に関する基本的かつ総合的な事項に関すること。
- (2)中小企業の活性化の推進に係る関係行政機関との連絡調整に関すること。
- (3)その他中小企業の活性化の推進について必要な事項に関すること。

### 4. 具体的事務内容

・条例第10条および第11条において、毎年度、中小企業活性化審議会の意見を聴いて、中小企業活性化施策の総合的な実施を図るための計画（実施計画）を策定し、また、その実施の状況を検証することとされている。

・これらの策定や検証に当たって、全庁的な調整等が必要な事項等について本部において議論等を行う。

（会議開催予定は、年間2～3回程度）

### 5. 事務局

商工観光労働部中小企業支援課

### 6. 設置予定

平成25年4月1日

### 7. その他

条例の制定を機に、中小企業活性化に全庁を挙げて取り組む意思を明確にするため、訓令による設置とする。

(案)

滋賀県訓令第 号

滋賀県企業庁訓令第 号

滋賀県病院事業庁訓令第 号

滋賀県教育委員会教育長訓令第 号

滋賀県警察本部訓令第 号

滋賀県中小企業活性化推進本部設置規程を次のように定める。

平成 25 年 月 日

滋賀県知事 嘉 田 由紀子

滋賀県企業庁長 南 史 朗

滋賀県病院事業庁長

滋賀県教育委員会教育長 河 原 恵

滋賀県警察本部長 福 本 茂 伸

滋賀県中小企業活性化推進本部設置規程

(設置)

第 1 条 中小企業の活性化のための施策を総合的かつ有機的に推進するため、滋賀県中小企業活性化推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 中小企業の活性化の推進に関する基本的かつ総合的な事項に関すること。
- (2) 中小企業の活性化の推進に係る関係行政機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他中小企業の活性化の推進について必要な事項に関すること。

(構成)

第 3 条 推進本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員
- (4) 幹事
- (5) 連絡員

2 本部長は、知事をもって充てる。

3 副本部長は、副知事をもって充てる。

4 本部員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

5 幹事は、別表第 2 に掲げる職にある者をもって充てる。

6 本部長は、前 2 項に定めるもののほか、必要と認める者を本部員または幹事に命じ、または委嘱することができる。

7 連絡員は、幹事はその属する課または機関の職員のうちから推薦する者をもって充て

る。

(構成員の職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統轄する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、または本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、それぞれの職務に応じて所掌事務を行う。
- 4 幹事は、それぞれの職務に応じて本部員を補佐し、所掌事務を行う。
- 5 連絡員は、それぞれの職務に応じて、幹事を補佐し、上司の命を受けて所掌事務を行う。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部員会議、幹事会議および連絡員会議とする。

- 2 本部員会議は、本部長、副本部長および本部員で構成し、本部長が招集し、第2条に規定する事項について審議決定する。
- 3 幹事会議は、幹事で構成し、商工観光労働部中小企業支援課長の職にある幹事が招集し、第2条に規定する事項を協議する。
- 4 連絡員会議は、商工観光労働部中小企業支援課長の職にある幹事および連絡員で構成し、当該幹事が招集し、第2条に規定する事項の協議に必要な事務を行う。

(事務局)

第6条 推進本部の事務を処理するため、商工観光労働部中小企業支援課に事務局を置く。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、推進本部について必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

#### 別表第1 (第3条関係)

知事公室長

総合政策部長

総務部長

琵琶湖環境部長

健康福祉部長

商工観光労働部長

農政水産部長

土木交通部長

会計管理者

企業庁長

病院事業庁長

教育委員会教育長

警察本部警務部長

別表第2（第3条関係）

知事直轄組織	広報課長
総合政策部	企画調整課長
総務部	人事課長
琵琶湖環境部	環境政策課長
健康福祉部	健康福祉政策課長
商工観光労働部	商工政策課長 地域エネルギー振興室長 中小企業支援課長 モ ノづくり振興課長 企業誘致推進室長 労働雇用政策課長 観光 交流局副局長
農政水産部	農政課長
土木交通部	監理課長
会計管理局	管理課長
企業庁	総務課長
病院事業庁	経営管理課長
教育委員会事務局	教育総務課長
警察本部	会計課長